

議第143号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和7年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	563,683,701 円
彦 根 市	309,562,309
長 浜 市	313,837,337
近 江 八 幡 市	118,046,234
草 津 市	274,912,074
守 山 市	171,296,920
栗 東 市	153,979,624
甲 賀 市	133,487,490
野 洲 市	100,296,006
湖 南 市	85,720,615
高 島 市	277,538,250
東 近 江 市	171,757,470
米 原 市	71,669,584
日 野 町	31,748,376
竜 王 町	25,975,944
愛 荘 町	64,712,186
豊 郷 町	19,782,482

議第143号
流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
甲 良 町	1 4 , 9 2 0 , 6 8 5 円
多 賀 町	1 9 , 1 9 5 , 7 1 3
計	2 , 9 2 2 , 1 2 3 , 0 0 0
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	